

社会福祉法人泉会 評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

令和 3 年 11 月 4 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人泉会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第 1 5 条に規定する理事及び監事並びに第 6 条に規定する評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第 3 条 評議員及び役員等が次の職務に従事した場合は、別表のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける職員が、役員等を兼ねる場合には、報酬等は支給しない。

- (1) 評議員会、理事会、監査会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人及び事業運営のための職務及び会議等への出席

2 前項の職務に従事した場合の報酬の年間総額は、次の各号に定める総額の範囲内とする。

- (1) 評議員 定款第 8 条で定める総額の範囲内
- (2) 理 事 全理事の報酬総額が年間 3 4 0,0 0 0 円以内
- (3) 監 事 全監事の報酬総額が年間 1 5 0,0 0 0 円以内
- (4) 評議員選任・解任委員 全委員の報酬総額が年間 3 3,0 0 0 円以内

(支給方法)

第4条 報酬等は前条の出務に対し、その都度支給する。ただし、前条第1項第2号による報酬等は、年度中、前期・後期の2回にまとめて支給することができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務を行うために出張した場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいてその費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は令和3年11月16日（定款変更に伴う群馬県知事の認可があった日）から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人泉会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成29年4月1日制定）は、令和4年3月31日をもって廃止する。
- 3 社会福祉法人泉会役員等の費用弁償に関する規程（平成29年4月1日制定）は、令和4年3月31日をもって廃止する

(別表) 第3条関係

従事職務	職務従事評議員、役員等	報 酬 額
1号職務	評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員	日額 5,500円
2号職務	3時間以上の出務者	日額 5,500円
	3時間未満の出務者	日額 2,500円